

兵庫県公報

平成30年12月20日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年12月20日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第11条第1項の表11の項中「中学校就学の始期に達するまでの子」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「養育する中学校就学の始期に達するまでの子」を「養育する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成31年1月1日から適用する。